

対象者の要件

(1) 令和3年4月1日～同年7月31日までの期間中、感染症対策に一定の役割を担い、10日以上勤務していた人で次の①又は②のいずれかに該当する人。

①市内に所在する病院もしくは診療所、薬局において医療に係る業務に従事した人

※市外医療機関のみで業務に従事する医療従事者等は対象者に含みません。

※複数の医療機関等に要件を満たす勤務をした場合でも、重複して申請はできません。いずれかの医療機関等で申請をしてください。

②川西市が運営するワクチン接種会場にてワクチン接種業務に従事した医師、歯科医師、薬剤師、看護師

※市内医療機関、ワクチン接種会場の両方で従事した人は、いずれか一方で申し込みをしてください。

対象者の要件の注釈

(1) 「医療従事者」とは、対象期間中、患者又は妊産婦と接触する業務に従事した人で医師に限定されない。

「患者又は妊産婦と接触する業務に従事した人」とは、診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等の窓口対応を行う職員。診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者等に何らかの対応を行う職員等は、勤務実態等に応じて該当する。

医療法人等の本部勤務等、日常的に患者と接することが少ない職員であっても、市内の医療機関の敷地内で、会話する、同じ空間で作業する、導線が同じであるなど、患者に何らかの対応を行うことになっている場合には、患者と接する医療従事者や職員は対象者に含まれる。

例)医師・看護師・技師・事務職・駐車場警備員、委託事業者等
資格や職種、雇用形態による限定はなし。

- (2) 「患者」とは、新型コロナウイルス感染症に限らず、他の疾病による患者も含む。
- (3) 医療機関内等のコンビニエンスストアやレストランなど、賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く場合は対象外となる。
- (4) 「10日以上勤務」の一日の数え方について
- ・ 一日あたりの勤務時間数は問わない
 - ・ 当直などで日をまたぐ場合は2日とする
 - ・ 複数の医療機関等で勤務されている場合は、勤務日数を通算する
- (5) 次の①から⑥までのいずれかに該当するときは対象外とする。
- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - ②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③職員等が本人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④職員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ⑤職員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

個人情報保護・利用目的について

お申し込み時にお預かりした個人情報は、(株)ビューティフルスマイルが安全かつ適切に管理し、商品の発送及び本事業の実施に利用させていただきます。個人情報は発送元の(株)ビューティフルスマイルを除く第三者にご本人の許可なく開示、提供することはありません。